

(記入上の注意)

1 Is値については、耐震診断の結果中、最も低い値を記入してください。

2 「2. 整備事業計画等の概要」の「整備の内容」欄には、具体的にどのような工事を行うのかを記入してください。

例：移転新築、現在の場所に既存の建物を取り壊して新築等。

3 病院の現況については、次のとおりとしてください。

(1) 1日平均患者数等

ア 「入院」欄及び「外来」欄は、前年中（1月1日から12月31日まで）の1日平均患者数の実績値により、次の算式により算出し記入してください。

$$\text{入院} = \frac{\text{入院患者延数}}{\text{当該年度の暦日数}} \quad \text{外来} = \frac{\text{外来患者延数}}{\text{当該年度の外来診療日数}}$$

イ 「一般病床の利用率」欄は、次の算式により算出し記入してください。

$$\text{利用率} = \frac{\text{一般患者として入院した1日平均患者数}}{\text{一般病床の許可病床数}} \times 100$$

(2) 病院延面積等

ア 「管理棟部門」とは、院長室、事務室、応接室、会議室等その病院の職員が専ら使用し、患者が立ち入らない部門をいいます。

イ 「サービス棟部門」とは、汽かん室、電気室、炊事関係室、中央食堂等の病院の職員及び患者に対して、サービスを提供する部門をいいます。

ウ 「診療部門」とは、表玄関、診察室及び処置室等外来患者の専用に供する部門、検査室、エックス線室、手術室、病理解剖室、中央材料室等各科の外来患者及び入院患者の用に供する部門をいいます。

エ 「病棟部門」とは、病室及びその附属部門で、専ら入院患者の用に供する部門をいいます。  
なお、「一般、療養、結核、精神、感染症」欄は、医療法上の許可病床数を記入し、「計」欄の上段に面積、下段に病床数を記入してください。

オ 「その他」とは、前述の各部門間をつなぐ渡廊下、医師住宅、看護師宿舎、車庫等アからエ以外のものをいいます。

(3) 過去の県補助の有無

該当するものを○で囲み、「有」の場合は、補助年度、補助金額及び補助対象面積並びに補助対象部門を記入してください。

なお、県補助が複数ある場合は、それぞれ記入してください。

4 整備事業計画等の概要については、次のとおりとしてください。

(1) 事業の種別 整備事業の該当する事項を○で囲んでください。

(2) 構造の種類 鉄筋コンクリート、ブロック等施設の構造の種類を記入してください。

(3) 敷地の状況 該当するものの番号を○で囲んでください。

5 事業費内訳書については、次のとおりとしてください。

(1) 「補助対象事業分」とは当該事業の補助金の交付の対象とする部分（財産処分の特制がかかる部分）を指し、「補助対象事業外分」とは当該事業の補助金の交付の対象としない部分（財産処分の特制がかからない部分）を指します。

(2) 「補助対象外経費」とは、補助対象事業分のうち、第3条ただし書に規定する交付の対象外費用に該当する経費を指します。また、「補助対象経費」とは、補助対象事業分のうち、別表第1の第2欄に定める補助対象経費を指します。

(3) 補助対象事業分の「費目」欄は、事業の種別により新築、改築、増築、改修等に区分して記入してください。

なお、事業の種別は、次のとおりとしてください。

- ・新築：新たに建物を建築する場合
- ・移転新築：現在建物が存在する敷地とは別の敷地に新たに建物を建築し、かつ、現在の建物の機能を移転する場合
- ・改築：従前の建物を取り壊して、これと位置、構造及び規模がほぼ同程度のものを建築する場合
- ・増築：敷地内の既存の建物を建て増しする場合で、敷地内に別に建物を新築する場合を含む。
- ・増改築：増築と改築とを併せて行う場合
- ・改修：建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修

(4) 補助対象事業分の「備考」欄の「整備病床数」は、補助対象事業分に含まれる病床数を記入してください。

(5) 複数年度にわたり継続して事業を行う場合は、各年度の員数（面積）は同一とします。

(6) 全体の事業が3年以上にわたる計画の場合には、「年度別内訳」欄を適宜増やして作成してください。

なお、単年度事業の場合は、「総事業」欄のみに記入してください。